

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係部分）

規 制 の 名 称 : _____

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担 当 部 局：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

評価実施時期：令和7年8月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく原子炉の設置の許可等の制度は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するという目的の下に設けられているものである。原子炉の設置の許可等に当たってはいくつかの欠格要件を設けているが、そのうちのひとつとして、事業の安定性が阻害され、ひいては、原子力利用における安全の確保に支障をきたすおそれがあるという理由により、従前、成年被後見人であることを欠格事由としてきたものである。
- ・一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されていた。
- ・このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、原子炉等規制法においては、原子炉の設置の許可等の欠格要件である「申請者（法人にあっては、その業務を行う役員）が成年被後見人に該当する場合は許可等を与えない」旨の欠格条項（原子炉等規制法第 43 条の 3 の 7 等）を削除した上で、個別審査規定として「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」を規定する改正を行った（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 167 条）。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を下回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を下回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

- ・本件改正による成年被後見人（令和6年度：約18万人）に係る欠格条項の削除及び個別審査規定の設置により、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。なお、本件改正により成年被後見人に係る欠格条項を削除した各申請における、成年被後見人からの申請件数は把握していない。

＜負担＞

■行政費用

- ・本対策に伴う行政費用の増加は特段発生していない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

- ・顕在化する負担はない。

3 考察

- ・本件改正により成年被後見人に係る欠格条項を削除した各申請においては、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考えられるため、本制度は継続する必要がある。

規制の事後評価書

法令の名称：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

規制の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 検査監督総括課

評価実施時期：令和7年8月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付けた。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評価し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとした。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①原子力規制検査の一元化	事前評価時	国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評定し、評定結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。
	事後評価時	・「施設の一層の安全性向上」について 原子炉等規制法第 61 条の 2 の 2 の規定のとおり、原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、それらを「原子力規制検査」として一元化し、適時適切に網羅的に監視している。 本制度では、原子力安全に対する第一義的責任が原子力事業者等にあることを明確化したうえで、原子力検査官が個別の機器・設備の基準への適合性等を逐一確認するのではなく、原子力事業者等が行う保安活動の全てについて、サンプリング等の手法を活用するなどにより適正に行われているのかを確認する仕組みとなったため、原子力事業者等が主体的に安全確保に取り組むこととなった。 また、原子力規制委員会が実施する監視・評価においては原子力検査官の増員や、プラントシミュレーターを使用した研修などによる力量向上に加えて、事業者活動を監視する手法を明確化した「検査ガイド」を整備しており、原子力事業者等の保安活動を適切に監視できるよう、検査ガイドの立案・改正作業を継続的に実施しているところである。 さらに、これらの監視を通じて把握した事象への規制対応を検討する際にはリスク情報を活用することなどによって、安全上の重要性に応じた効果的かつ効率的な検査を実施することとしている。 加えて、原子力規制検査及びそこから得られた総合的な評定の結果を、原子力事業者等に通知、公表することにより、原子力事業者等の継続的改善を促すとともに、原子力事業者等が導入した是正措置プログラム（CAP）により、検査指摘事項を含む検査の結果に対応して、自らの課題を迅速かつ適切に是正することができるようになった。 このように原子力事業者等の継続的改善が実施される効果的かつ効率的な検査制度への転換が図られ、従前の検査制度に比べ、原子力施設における安全性の向上につながっているものと考えられる。 ・「事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下」について 本制度においては、事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に、その程度に応じ、追加検査を実施することとしている。また、追加検査の実施にあたっては、その程度に応じた検査手数料を徴収している。 こうしたことから、事業者の安全活動の水準に応じた規制活動の差別化や遵守費用の差別化が行われているものと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなる

が、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと想定していたが、当初の予定どおり、事業者の活動が大きく変わった訳ではなく、大きな追加費用は発生していない。

■行政費用

		算出方法と数値
①原子力規制検査に要する費用	事前評価時	従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。
	事後評価時	・原子力施設の検査を行う部門における体制の整備については、令和 2 年から令和 6 年度にかけて約 30 名の検査官の増員措置を講じた。 ・検査官を育成する部門における検査官の育成のための行政費用については、5 年間にわたって「原子力検査官等研修事業」等の予算を約 40 億円要求・執行し、検査官の育成や検査官の力量の維持向上を行った。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

—

3 考察

- ・本政策の発端となった平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス報告において指摘された検査制度における問題点（事業者責任の明確化、複数の検査制度の一元化）が解消され、適時適切な監視活動がなされていることから、本制度は適切に運用されている。引き続き、制度面・運用面の継続的改善を進めながら、本制度を継続する必要がある。

規制の事後評価書

法令の名称：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

規制の名称：放射性同位元素の防護措置の義務化

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

評価実施時期：令和 7 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

- ☒おおむね想定どおり
- ☐想定を下回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を下回り、対応の変更が必要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- ☒おおむね想定どおり
- ☐想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- ☒おおむね想定どおり
- ☐想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- ☐ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為等の発生の未然防止効果	事前評価時	国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。 事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。
	事後評価時	IAEA のセキュリティ勧告等に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上した。令和 6 年度に実施した国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションにおいても、「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示された。 特定放射性同位元素を取り扱う全ての事業者（約 450 事業所）において防護措置が実施されていることを立入検査により確認している。 本制度導入以降の盗取や紛失等の発生件数は 0 件であり、未然防止の効果が確認された。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
機器の新設に要する費用	事前評価時	事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。
	事後評価時	事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用負担が発生した。 本費用は各事業者の業務体制や事業の規模等の個々の事情等により大きく異なることから総額を示すことは困難である。

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 検査対応などに要する費用	事前評価時	新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門に

		において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。
	事後評価時	年間総件数 97.6 件（注 1）の防護措置に係る立入検査を行うために、令和元年から令和 6 年度にかけて約 10 名の検査官の増員措置を講じた。
注 1）「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。 ■その他の負担 —		

3 考察

対象となる全ての事業者等において所要の対応がなされており、本制度は適切に運用されている。特定放射性同位元素の盗取を防止するため、引き続き、本制度を継続する必要がある。